

第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会(第三回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和3年9月17日(金)午前10時01分から
- 2 開催場所 オンライン開催
- 3 出席者 **【委員】**

高橋委員長、小林副委員長、新保委員、室田委員、笠原委員、田中委員、森委員、浦田委員、横山委員、田野委員

(以上10名)

【都側出席者】

高橋生活福祉部長、大久保生活福祉部計画課長、畑中生活福祉部地域福祉課長、小澤生活福祉部生活支援担当課長、吉野総務部福祉政策推進担当課長、高井総務部区市町村連絡調整担当課長、山縣指導監査部指導調整課長、行本医療政策部医療政策課長、富山保健政策部保健政策課長、瀬川高齢社会対策部計画課長、木村少子社会対策部計画課長、西脇障害者施策推進部計画課長、石塚健康安全部健康安全課長、新倉感染症対策部計画課長、三浦都民安全推進本部総合推進部企画調整担当課長、山本生活文化局都民生活部地域活動推進課長、堀澤住宅政策本部住宅企画部企画担当課長、軽部教育庁総務部教育政策課長、野呂産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長

4 会議次第

- 1 開会
- 2 東京都地域福祉支援計画の構成(素案)について
- 3 閉会

○高橋委員長 それでは第二期の東京都地域福祉支援計画の第3回を開会させていただきます。

お忙しい中、あるいはどうもコロナが、減少傾向ではありますが、まだまだ猛威を振っているという感じでございます、いろいろ制約が多々ございますが、その中でオンラインでご出席をいただきましてありがとうございます。

この委員会は、設置要綱に基づいて「公開」ということになっておりますので、傍聴の方がいらっしゃいます。

それでは、事務局が頑張りました、最後まで踏ん張った形で、資料は昨日の9時頃届きましたが、何回か分けてお送りいただきました。その資料の説明及び、その前に委員の出席状況を大久保課長、よろしく願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 では、事務局からご説明いたします。聞こえていますでし

ようか。

では、まずはお送りした資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、資料1、本委員会の設置要綱、資料2、委員・幹事名簿、資料3、本委員会の検討の進め方、資料4、資料5、策定委員会委員のご発言要旨、資料6、議論のポイント、資料7、東京都地域福祉支援計画素案、このほか参考資料として、事務局で実施しました区市町村ヒアリングの実施状況、都で委託調査をしております地域における包括的な支援体制の構築に向けた実態調査の中間報告書、そして今日、森委員にご提供いただきましたコロナ禍で顕在化した地域課題をお送りしております。

以上、資料の不足等はございませんでしょうか。

次に、本日の委員の出欠状況でございます。大田区の長谷川委員、稲城市の土屋委員より、ご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、Web会議システムでの委員の皆様のご発言方法について、いま一度ご案内します。

ご発言の際は、画面上にて挙手していただき、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除し、お名前の後、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度マイクをミュートにしてください。

また、本会議の議事録は都のHPにて公開いたしますが、各自での会議の録画、録音についてはご遠慮ください。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、これは画面共有できるようになっていますね。資料3の、本委員会の検討の進め方をご覧くださいませ。今日は、事務局から事前配付をさせていただいた素案という形で提出していただきました。これについて、議論をさせていただきます。

その素案を作る上で、大変大事な資料になりました第1回、第2回での発言についてまとめた資料もお送りしてございます。これについて、委員の皆様から発言内容の補足とか、発言できなかった事項の追加などがあれば、ご発言をいただきたいと思っております。これは、これから素案を作る上での内容にも関わってまいりますので、ぜひご協力をよろしくお願いをいたします。

事務局より素案について説明をさせていただいて、資料6に議論のポイントとして、4点ほど、差し当たり、これが大事なのではないかというような。これは後でお示ししますが、先に読み上げますと、包括的な支援体制って何だろう。これは、前回、前々回ずっと議論をしていただきました。それから、地域づくりという場合に、これをどうやってベースになる地域住民の参加や関係団体との連携、協調、協力、インテグレーションまで含んでくるんじゃないかと思えます。そうなりますと、第三期、第一期というか、「圏域のイメージ」「地域共生社会と地域包括ケアシステム」のアップデートと書いてありますが、まさに単位の問題が、とても地域福祉の場合は非常に重要で、単位の扱い方が恐らく重層

的になってくる。重層的支援体制って何だろうかという議論に、直接こちら辺の議論が関わってくるということで、この議論を進めていただきたい。

それから言うまでもなく、コロナ禍で見えた課題というのは、これは社協の窓口、あるいは、住宅確保給付金なんかの調査を拝見していても、やっぱりいわゆる困窮者像の多様化というのでしょうか。あるいは、今までこういう公的な制度に結びつかなかった方々が、まさに緊急事態が起こってきていて、さて、これが元に戻るのか戻らないのかとか、それから、どうもかなりやっぱり行動的変化が起こっているらしいという感じは、それぞれ皆さん実感されておりますが、そうすると、いよいよそれぞれの縦割の福祉、すなわちある方の表現を借りると「者福祉」というんですね。障害者、高齢者、生活困窮者、者、者、者、者と縦割りにしてきたものが横串に。だから重層的、包括的という議論になっているわけですが、それが生活困窮者の問題として、コロナの中で起こるべくして起こってきているという感じがあって、それを地域包括ケアのこの計画の中で、どういうふうに関題意識として捉えていくのかというのは、これ、前回の計画にはなかったことですが、やはり東京都としてのレベルではありますけれども、各区市町村の経験を積み上げながら、どう対応できるかというのが、多分計画の中にきちんと表現しておくことが、それぞれの政策を立てる上でのよりどころの一つになるはずでございますので、そんなことをちょっと先回りして申し上げましたが、そんな点を注意しながら、素案の報告をお願いしたいと思っております。

あらかじめ申し上げておいたほうがいいと思っておりますが、今日、全面的な議論をいただくには時間も足りないし、それから資料配付した時期が最後まで頑張りましたので、ぜひ次回までに、それぞれのお立場からコメントを頂戴したいというお願いをするつもりにしておりますので、ちょっとそんなことも頭に入れながら素案の報告を聞いていただくと、大変ありがたいと思います。ひとつよろしくお願いをいたします。

そういうわけで、前回の振り返りということですが、もし何か資料4、資料5等について補足したり、改めて注意喚起をしたいようなことがありましたら、委員の皆様から、これ、全部の画面が見えませんが、お声をおかけいただいて、ご発言をいただけないでしょうか。これ、大事なところは赤で全部書いてくださっていますので。それでは、もう一度これも読んでいただいて確認して、補足なり追加なりは、各委員の皆様のほうから、事務局にお申しつけいただくということで。これがそのまま素案の素材にもなっているという関係がございますので、そこら辺のことも素案を聞いていただいた上で補足することもあるかもしれませんので。それでは、そういうことでよろしゅうございませうか。

それでは、時間が限られておりますので、素案の説明をお願いいたします。

まず、前回計画からの変更点や議論のポイントになる点の補足を大久保課長、よろしくお願いをいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 それでは、素案について説明をいたします。資料をお送りしたのが、大変直前になって申し訳ございませんでした。改めてよろしくお願いをいたしま

す。

まず、大きな章立てにつきましては、前回委員会でお示したとおり、大きく変えてはございません。中身の確認という意味で、目次をまず、ご覧ください。4ページになります。

第1章として、東京都地域福祉支援計画の策定の考え方。こちらで計画の概要をまとめてございます。計画の位置づけ、計画策定の背景、計画の基本となる考え方、理念、構成をまとめております。

第2章では、地域を取り巻く現状として、人口・世帯等の状況、区市町村における地域福祉の状況をまとめてございます。

第3章では、施策の方向性について、まず第1節、地域生活課題の解決に向けてということで、総論的にまとめております。第2節のテーマ①では、地域での一人ひとりの支え合いを育むためにといたしまして、相談体制づくりや居場所づくり、そういったところを記載してございます。第3節のテーマ②、誰もが安心して暮らせる地域を支えるために。様々な視点での地域生活課題を挙げてございます。住宅確保要配慮者への支援、生活困窮者、また多様な地域生活課題ということで、エ、ヤングケアラーへの支援、6ページ、ケ、在住外国人等への支援、前回の計画にはございませんでした。新たな支援、要支援者ということで章立ててございます。

第4節テーマ③、地域福祉を支える基盤を強化するために。こちらは民生・児童委員、福祉人材、福祉サービスの質の向上について記載してございます。

第4章、計画的な地域福祉の推進、第1節での区市町村の地域福祉計画の策定・改定に向けた支援、第2節では、本計画の進行管理といたしまして、評価指標を上げてございます。

最後に、おわりにということで、また総論で締めてございます。

それでは、全体的に前計画後の動きを盛り込んで修正してございますが、全ての修正点を説明する時間がございませんので、本日ご議論いただきたい点をご説明いたします。

まず、第1章の10ページをご覧ください。10ページの(3)地域共生社会推進検討会における検討ということで、国が令和元年5月に立ち上げました検討会の最終取りまとめについて、詳しく記載してございます。今後の地域福祉の在り方を示すものとして、ここに細かく掲載をしてございます。

続きまして、第1章12ページをご覧ください。こちらが、今日ご議論いただきたい地域福祉の圏域になってございます。記載は前計画に記載した内容を記載しておりますが、事務局としては例示として、ここで小学校区域、中学校区域ということで掲げていて、圏域のイメージ図として、それぞれ今ある社会資源等を載せてございますが、実際には区市町村の中では、小学校区域、こういった区域にかかわらず、それぞれの区域を設定して実施しているところも多い中で、ここをどういった形で、このままでいいのか、整理の必要があるのか。そういったところをご議論いただきたいと思っております。

続きまして、第1章13ページ、地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性でございます。前計画のときには、地域包括ケアシステムの普遍化ということで、それが発展して地域共生社会になるというイメージで計画がされております。これはこれで、今もこういった形は生きていると思いますが、3年が経過して、いろいろな形での地域共生社会づくりが進んでいる中で、これもこのままでよいのか、改めて整理する必要があるのかというところで、ご議論をいただきたいと思っております。

続きまして、第2章の9ページをご覧ください。(2)区市町村における地域福祉の推進の取組、上から三つ目のところで、こちらで新型コロナの影響を記載しております。こちらについても、書きぶり等をご確認いただければと思っております。

第3章第1節の4ページ、(3)こちらにも新型コロナがもたらした影響と課題ということで記載しております。こちらについても、ご議論をいただければと思っております。

その下、(4)重層的支援対英の整備でございます。こちら、新しく国のほうで制度化されました重層的支援体制整備事業の記載をしております。事業について、非常に分かりづらいというところもございますので、5ページ以降に詳しく事業の在り方について記載してございます。

続きまして、第3章第2節の5ページ、取組の方向性。こちらに、今言った重層的支援体制整備事業を実施検討する区市町村に対して、今後、都として情報提供、助言などの支援を行うということで、包括的支援整備の一つの手法として、都が支援していくということで記載をしております。

続きまして、第3章第3節の17ページ、先ほど目次のところでご紹介しましたヤングケアラーへの支援でございます。こちらについては、新たに顕在化した地域生活課題ということで、国のほうでも支援の検討が始まっております。都におきましても、支援の検討を始めておりますので、こちらについて掲載してございます。

続いて、少し行って25ページというページが振ってあります。こちらについては、ひきこもり支援のページになります。下から二つ目のポチで、東京都ひきこもりに係る支援協議会で8月に提言を取りまとめております。それに基づいて、今、都でどういった方向で施策を展開するかということで議論しておりますので、こちらについては、記載内容を「調整中」とさせていただいております。

1ページ進みまして、在住外国人等への支援でございます。共生社会を考える上で重要なパートナーである在住外国人の方への支援について、改めてここで記載をしております。

少し進んで、第4章、計画的な地域福祉の推進の4ページをご覧ください。

こちらにつきましては、前計画で策定いたしました強化事業について、現状での数字を載せてございます。おおむね向上が図られておりますが、下から三つ目の「成年後見制度による都内申立実績」、その下の「都内の介護労働者の離職率」、こちらにつきましては、策定時の目標を現状は下回ってございます。引き続き目標については、それぞれ同じような形で記載してございますが、ここも、もしできましたら、この指標の追加や修正の必要

性について、ご意見をいただければと思います。

最後に、おわりにの8ページをご覧ください。8ページの一番下のところですが、「ジモティ（地元の人）の意識を」ということで書かせていただいております。こちらなのですが、本計画では区市町村支援に合わせて、都民の方お一人お一人が地域福祉につながっていただきたいというメッセージを掲載したいと思っております。「ジモティ」というのは行政用語ではございませんが、都民の方に響く分かりやすい言葉として、こういったメッセージを記載してございます。こちらについても、ご意見をいただければと思います。

事務局からは、以上です。

○高橋委員長 膨大な素案をかいつまんでご説明をいただきましたが、これから大事な議論について、できれば先ほど挙げた四つのポイントを念頭に置きながら議論をしたいと思っております。まず、全体の印象とか、そういう総論的なコメントがございませうか。

はい、どうぞ。小林委員、よろしく申し上げます。

○小林副委員長 ありがとうございます。

すみません、今、ご説明をいただいた新しい資料については、昨夜送っていただいた前の資料で読みましたので、今ご説明いただいたページとの関連がついていません。これから申し上げるページが、ただ今のご説明と違うかもしれませんし、新しく付け加えられたところがあるかもしれません。コミュニケーションがうまくいなくなるかもしれませんが、すみませんが、事務局のほうで対応をお願いいたします。

それで、一番大きな点は目次なのですが、前回の『支援計画』では、先ほどご説明がありましたように、包括的支援体制が地域共生へという流れになった。今回は、重層的支援体制が入ってきていますので、これをどのように今回の計画に取り込むかというところが基本的な問題になってくるかと思っております。極めて単純化してお話をしますもので、間違っているかもしれませんが、それは単純に意見として聞いていただければと思います。

それで、重層的支援体制の考え方というのは、つまり重層のところだけを見るということになってしまうのですが、一応相談支援と参加支援と、それから地域活動支援の三つになっていますね。

その観点から見ると、目次についてですが、第3章のさきほどご説明いただいた第3章の第1節、第2節に続いて、第3節第2節の①、これが「地域の一人ひとりの支え合いを育むために」という項目になっています。ここで書かれているのは、(1)と(2)はちよっと別にして、(3)のところでは居場所づくり、それから、地域の多様な活動の推進というように対象を限定しない福祉サービスですね。

それからテーマ②は、安心して暮らせる地域のためになっていて、これは生活困窮、住宅確保要配慮者等々の項目になっています。

それからテーマ③は、地域福祉を支える基盤を強化するということになっています。

これの目次の組立てを、先ほどの重層の考え方からしますと、個別支援というのでし

ようか、その相談支援の流れで考え、それから参加支援、それから地域活動支援という流れで考えますと、ちょっと違っているような感じがします。この項目で見ますと、テーマ①の「一人ひとり」と書いてあるなかで、(1)と(2)までは、支援の仕組みのほうになりますので、(3)居場所づくりとか地域の多様な活動支援というのは、一部参加支援にも入っているような感じがしますし、それから地域の活動支援というところにも入っている形になっています。

一人ひとりの支え合いというのは、何か個別支援のようなイメージがあるのですが、ここのところの動きを見ていますと、ちょっと違っているような感じがします。むしろテーマの②はどちらかというと、住宅確保とか生活困窮となっており、これは個別支援で。新しくヤングケアラーなども含めて個別支援になるかと思います。権利擁護も個別支援に入れてもいいかも知れません。

それからテーマ③は、どちらかというと、人材も含めた基盤整備というような位置づけになると思うので、重層的支援体制の考え方と、前回地域福祉支援計画の考え方とはちょっと違ってきているのではないかという感じがします。

その話が、次のイメージをどう作るかということと関係するのではないかと思うのですが、また後で時間があつたら申しますが、そのような印象を持っていますので、前回との調整を考える必要があるということをお願いしました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。的確なご発言をいただいたと思います。

やっぱり、この分かりにくさというがあるので、これを区市町村の担当者が、あるいは社協のキーパーソンが、ことりと落ちるように、全体を少し整理をし直さなければいけないのではないかと。とりわけ重層的支援、それから地域包括ケアの包括化という議論の話と、それから従来、制度的に対応してこなかったところで、実は大きな問題があつてという話の指摘の話とふくそうしているので、ちょっとこれ、本当にもうひと知恵必要だなと。これは、委員の皆様のお力添えをいただきながら、今、小林さんにご指摘いただいたのは大変重要な指摘だと思いますが、この件について、それこそ室田委員、何かコメントはございますでしょうか。

○室田委員 ありがとうございます。

僕も小林先生がおっしゃるように、重層的支援体制整備事業の枠組みで捉えると、この今おっしゃっていたテーマ①、②、③と連動していないなというふうに読んでいて、これは事務局の方にご説明をいただくほうがいいのかもかもしれませんが、私なりのテーマ①、②、③の解釈としては、テーマ①が具体的な対策で、テーマ②が対象者ですかね。テーマ③が、ちょっと分かりにくいなと思ったのですけれども、これが基盤というのが、これが全てではないと思いますが、民生・児童委員と人材確保と質の向上、第三者評価とかですね。ちょっとテーマ③が、整理としては分かりづらいなという気はしたのですが、いわゆる①と②は、恐らく対応策と対象という整理の仕方なのかなと。それで、テーマ①の中に恐らく

個別支援、参加支援、地域づくりというところが、全て盛り込まれているのかなみたいによく理解していましたが、間違いかもしれません。すみません、そんなところです。

○高橋委員長 ほかに何か、今のことと関連して、ほかの方から、委員の皆様から。

一人ひとりの支え合いって、先ほど小林さんのご指摘もあったんですけど、これが分かりにくいですね。多分、支え合いという意味と、その場合に、これも小林さんが後で指摘するとおっしゃっていた地域圏域の問題が微妙にかぶってくるような気がして。支え合いの単位って何だろうかという。支え合いをサービスとして考える部分と、居場所とか、割と未分化だけでも、いろんな形で存在している活動と、それから割と可視化できるような活動と、それからいわゆる制度的サービスというか、最後に「福祉サービス」という言葉が(5)で出てくる。その使い分けが支え合いとどういう関係があるのかというのは、ちょっと説明してあげないといけないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

少し事務局、何かレスポンスありますか。

○大久保生活福祉部計画課長 事務局としましては、我々も、前計画が恐らくこういうことで作られたのではないかという憶測の中の世界で動いてはいるのですが、テーマ①については、どちらかというところ、地域でどうやって受皿を作るかというような、そういう視点なのかなということでもまとめてあります。テーマ②については、委員の先生方がおっしゃるとおり、どちらかというところ個別の課題に即した形でまとめています。最後のテーマ③については、テーマ①、テーマ②を広く下支えするという意味で、民生・児童委員さんは、そこなのかなテーマ①なのかなということところは、正直我々も思ったところなのですが、事務局としては、一応そういった考え方で掲載してございます。ただ、委員の先生からのご指摘は、本当に我々も悩んでいるところでしたので、引き続きご意見をいただきながら、その点については考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

なお、何か、この件についてご意見。全体として、やっぱりあれもあり、これもありという感じになってしまって、そこを少し、どうめり張りをつけて、やっぱり共通の印象を持ってもらうかというのが、もう一工夫必要なのかなという感じがありますし、いろいろなものがどうしても入り込んでしまうので、それは地域福祉計画のある意味では、そういう性格を持っていると言えればそれまでなんだけど、そこら辺の議論は、もうひと考えしなきゃいけないかなという部分なんです。

小林さん、何か今のやり取りでございましたでしょうか。

○小林副委員長 関連しますけれども、国の重層で出てきた参加支援というところが、自治体の方々もよく分からないとおっしゃることが多いようです。確かに分かりにくい。今までのいろいろな参加、地域参加でいろんな活動が行われているという話と、地域福祉のある種の固有な領域として、参加支援という概念を使って、これがどのように今後広がっていくかということところは、かなり重要な課題になってくると思います。まだ、国からは具体的な例があまり示されていないので、自治体のほうでも、これから参加支援をどうするか検

討するという状態のようですね。

ただ、どういったらいいのでしょうか、相談支援だけではやはりうまくいかない。専門職というか、専門機関が全部担っていくことではなく、当然参加支援という枠を作って、何らかの形で専門的な相談支援、地域の相談対応に対応するような、地域の資源づくりといえればいいのでしょうか、そういう枠を作る必要があるということかと思います。

このように見ますと、居場所づくりは東京都内でもかなり進んできていますので、居場所が多分候補の一つだと思います。相談支援と居場所を組み合わせるようなことを考えた場合、その資源をどう作るか。住民参加も含めて、資源を今後どう確保していくかというところを、③の地域基盤ではなくて、やっぱり参加支援というようなコンセプトが必要になってきているのかという気がします。

ですので、さっき申しましたように、個別の相談支援の体制と参加支援と、それから地域の活動支援という三つをどのように組み立てるか。もし、「重層」のコンセプトを使うのだったら、これまでの目次をどのように仕分けていくかが課題になると考えています。また、このことが、先ほどの圏域とどのように関わるかということが、次の議論になると思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

今のお話を伺っていて思ったのは、割と、どうしてもこういうものって、輪切りに書いてちゃうんですね。だけれども、一人の人の地域の人たちの物語みたいな感じで考えると、やっぱり居場所でいろんな活動をしていると、新たな人と人の関わりが生まれて、その関わりの結果、もう一つ新しい活動に展開していく。それがもしかしたら、それぞれの興味に応じて、後のほうで出てくる、今まで顕在化してなかった地域があるじゃないかという気づきと一緒に参加が始まって、それがあつた種の組織化につながっていくというような、これ多分、参加支援というのは、何か育てるという概念と、物すごく関係がありそうだなというと、例えば、浦田さんや横山さんが取り組んでおられる地域活動の中で、参加支援という考え方と突き合わせてみたら、どんなことになるかというのを、ちょっと今日、すぐぱっとはいえないかもしれないけど、少しご提案をいただけないかなという気がするのですが。

先生、さっきのごちゃ混ぜ型というのは、いろんな気づきがある参加ですよ。単機能型の参加の場と同時に、小規模多機能というのを思い出すのですが、ごちゃ混ぜ型と、みんなが今、一斉にいろんな人が言い出している。それはどうも参加支援を考える上で、一つのとても重要な契機かなと思うのですが、そこら辺で何かございますでしょうか。

○浦田委員 重層のその地域づくりと参加支援というところが、私たちの実践で言うと、どう組み立てられるんだろうというのを考えていたのですが、文京区社会福祉協議会が推進してきた居場所づくりは、地域の支え合いを進める以前に知り合いや交流するということを目的としています。東京は住民の入れ替わりも激しく、とても交流することが難しい地域だと感じています。居場所づくりを通しての地域づくりは、緩やかなつながりにつな

がっています。つながり交流をするネットワークの上に、参加支援というプログラムが乗っていくというイメージが、私たちのほうではあります。

そのプログラムが緩やかなつながりの上に乗っていることで、そこがまた相互作用を生み、また新たなプログラムを作っていくというふうなイメージがあります。例えばですけど、「こまじいのうち」という、緩やかなつながりのある居場所の中に、障害の方やひきこもりの方とか、高齢者の方とかが、何か内職をみんなでするプログラムとか、使用済み切手をみんなで仕分けるプログラムが乗り、その中からまた、新しいプログラムが出ていくというような流れがあるなというふうに思っています。そういう何か段階があるとか、参加支援までの段階があるなというふうに感じているところです。

参加支援までいくと、多少対象が少し狭まる形というのでしょうか。だから、先ほどあったひきこもりの方とか、癌の方とかをターゲットとしたプログラムのようになっていく傾向があり、緩やかなつながりの地域づくりと参加支援の関連性を今回、どう表すかが大事なかなんていうふうに思いながら聞いていました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

ここら辺は今、浦田さんのご指摘は、多分この計画の肝の一つになりそうな。これをみんなでも共有しなければいけないわけで。経験、実践をされている方は、ぴんと来るということと、いや、そういうものが地域にないところで、どうしたらいいかという話があつて。とりわけ東京の場合は、後の未来の話と関係があるんだけど、ちょっと恐ろしい場所。

というのは、実は、私たまたまおととい菅原君の「ぐるんとびー」へ行ってきたんです。あそこは、まさにタワマンの先駆的なURの団地で、360戸ぐらい、何にもないところにぐるんとびーが飛び込んで、地域づくりと小規模多機能をやっているのだけど、とにかく地域から、初めは排除をされ続けてきた。なんでこんなものがこんなところにあるんだと、自治会長に怒鳴られたという話から始まったのですが、まさにそういう話から物語が生まれて、一つの活動がしっかりと根づいていくまでのプロセスが、地域福祉計画の中で相当重要で、そうすると自治体にとって重要なのは、自分の人事的に言うと、自分の担当の間にはできないかもしれない。だけど、種をまかないといけない。その種を次の担当者につないでいかなきゃいけないみたいな、そんなメッセージを、これは、東京都の職員の皆さんもそうだし、区市町村の職員の皆さんもそうだし、場合によれば、社協もそういうことが人事で、そうするとやっぱり生まれた芽をどういうふうにつないでいくかという、そういうことと、今の自分たちの地域のいろいろな芽が、どういうふうになっているのかということの理解、これを評価という、ちょっと大げさだなという気がするのですが、ある種の眼力みたいなものが、それぞれの担当者にも要るのかな。これは、地域福祉計画の非常に重要な特徴。成果指標とか何とか。僕は、最近生産性という言葉が、介護の世界で使われていて大嫌いなのですが、ちょっとそういう指標では図れない。今までは、図れなかったものが、今、問題になっているということが、今のお話の中であったような

気が。

ちょっとしゃべり過ぎでごめんなさい。そのことを含めて、ぜひ事務局として、今のご議論を受け止めていただきたいなというつもりで申し上げた次第でございます。

ありがとうございます、引き続き、またご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○室田委員 今の点でいいですか。

たしか前回の計画は、東京都内の事例をコラム的に、たくさん盛り込んでいたとっていて、計画の内容というんですか、項目自体はすごく東京の特徴を表していたものかというのと、十分でなかった点もあるのかなと、自分も委員だったので反省を含めて感じているのですが。ただ、その事例は、とても東京らしい特徴が1個1個なされていて、その計画の内容を具体的に示す上で有効だったのではないかなと感じています。

今の委員長がおっしゃっていたように、現場での実践のストーリーとか流れというものが、計画のもっと根管にももちろん掲げられればいいと思うのですけれども、そのようなコラム的というか、具体的な項目を説明する上で、前回の計画のような形で挿入されると、随分変わってくるだろうと感じたのでコメントをしました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変大事な点をいただきました。

あえて言えば、前に出した事例が、その後どうなったかみたいなね。そんな話もそうするとやっぱり政策的にいろいろ動いているし、例えば、コロナの中で動いている人という、そういう視点で、もう一回取り上げるというのも一つの考え方でしょうか。いかがでしょうか。

この件に関して言うと、地域包括ケアですぐ出てくる山口昇先生のことを、今伺っていて思い出したのですが、彼は、一番初めから、「住民参加」じゃなくて「住民参画」だとおっしゃっていたんです。たまたまおとし、御調町へ行く機会あって、山口先生とその話をしていたら、まさにあそこでは、例えばターミナルの緩和ケア病棟を造ったら、ボランティアが50人集まった。これが僕の成果ですと、おっしゃっていたんですね。やっぱり70年代から、寝たきり老人の住民参加をやっていて、ぱっとあれすると、自発的にいろんな人たちが参加をしてくれるようになったんだとおっしゃった。だから、そういう話、これは一つの例ですが、何かそういうやっぱり物語がそれぞれの地域に多分あるんだろうと思うので、それを非常に成果指標とかPDCAとかという話に、それは整理としては、とても重要なんだけど、それからあと段階評価、段階のそのどこにその物語がどこを動いているのかということを理解するスキームが必要なんだけど、ぜひそこら辺のことを配慮しながら。やっぱり読む方に勇気を持っていただかないといけないというのは、地域福祉計画の一つのポイントだろうと思いますので、ぜひ今の室田先生のご提案は受け止めていただきたいなと思いました。ありがとうございます。引き続きどうぞ。

地域を支える基盤強化の話と、それからテーマ②で出ている難病から始まって、がん患

者、自殺、ひきこもり。これはそれぞれ、とても大きな重い課題ですし、権利擁護は権利擁護で、ちょっと大問題でもあるのですが、そこら辺も含めて、何かご意見はございますでしょうか。

○森委員 よろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい。森さん、どうぞ。

○森委員 せっかくの機会なので、昨日、小林先生と同じように一通り読ませていただいたので、ページが違っているかもしれませんが、少し物語にあたる具体的な取組み例を交えながらお話をできればと思いますけれど。

まず、相談支援や参加支援にかかわる点です。重層的支援体制整備事業に「断らない相談支援」という考え方がありますが、従来のワンストップとまた違って、とにかく関係機関につなげることをはじめつながり続けることを大事にしている。例えばですが、このコロナ禍の中での社協活動の一つの事例として、従来から、なかなか訪問しても支援を拒否していた方に対して、ずっと関わりを続けていたところ、ある日突然、「困ったときだけ応じてごめんなさいね」と言いながら応じてくれて困りごとを相談してくれた。ワンストップというように目の前の課題をすぐ解決することだけではなくて、つながりを持ち続けるという意味合いを持つのかなというふうに思っております。

その意味で、2章の13ページにある、まずお題でいただいている圏域のところなのですが、2章の13ページで挙げていただいている圏域の中での、例えば地域福祉コーディネーターの配置圏域等については、特に異論がないのですが、この間、少し変化をきてきておりますのが、恐らくこの圏域の中に当事者のネットワーク、支援者の専門機関のネットワーク、地域団体のネットワークというような、いろんなネットワークが、この色でも分かれておりますけれど、既に存在しており、それらを横につなぐというように圏域の中でのつながりを高めていくという視点が必要なのかなと思います。地域福祉コーディネーターそのものが、そういった様々な居場所のことを知っていて、個別の相談の中から、そこにつなげていくというような横につなげるという視点が必要なのかなというのが、一つあるのかなと思います。

また、圏域の中でひきこもりの支援の中で言われることもありますが、必ずしも身近な圏域だけが支援や理解が得られたいところというところには限らない点があります。また、オンラインということととも含めて考えると、圏域そのものについても、新しい時代の中では、若者の意識が、例えば相談したい先というのは、メールで相談したいというニーズがあるなど、人々の暮らしの変化に応じた圏域の変化というのは、今後見据えていかなければいけないのかなと思っております。

次に、3章の3節の9ページ辺りに少しお書きいただいておりますけれど、単に貸付けだけでは解決できない複合的な課題について、主に生活困窮者自立支援制度と連携することによって解決していくというような形で書かれているかと思っております。ただ、生活困窮者自立支援制度の窓口につなげれば、それで解決するというわけではないと思っております。

多分、浦田さんや横山さんは、ご実感を持っていらっしゃるかと思いますが、貸付けの相談に来た方を含めてですけれど、相談する力そのものに課題もあったり、本当に様々な困難な課題を抱えている方については、新しく地域の中で解決できるところにつなげていかなければいけなかったりとか、本当に長い時間をかけて、アプローチを重ねながら開き続けてというようなことが必要なのかなと思います。複合的な課題の特徴を改めて捉えておく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、2章の33ページないし、福祉人材のところでは挙げていただいている担い手のことについて、少し気になっていることをお伝えしたいと思っております。

従来からの地域活動の担い手が高齢化してということも書いていただいておりますけれど、やはりコロナ禍の中で、本当に長年地域の中で活動してきた方たちが活動の再開を諦めてしまって、モチベーションを失ってやめてしまうというような、本当に残念な状況も起きているように思っております。その一方で、このコロナ禍で改めて地域のことに關心を持つようになった層の存在を、区市町村の社協の皆さんが少し感じ取っているなというふうに思われます。例えばなんですけれど、6月の高齢者のワクチンの予約が困難な時期でしたけれど、その時期に社協から地域の学生たちに声をかけると、「あ、いいですよ。高齢者の予約を支援しますよ。」というような取組が見られました。最近でも、コロナの自宅療養者に食糧支援をするのに、社会福祉法人の施設を拠点にしながら、学生若い世代の力を活かしたりというような、新しい地域の力を少し巻き込んでというような取組も行われているかと思えます。

担い手という意味では、一つは、活動の再開、休止、いろんな工夫をするということもありますけれど、新しい活動に取り組んでいくということも必要なことと思っております。例えば、食糧支援という形で、緊急支援という形で、まずつなぎを作りつつ、ある地区のところでは食料支援をしつつ、それをわざわざ社協がネットワークを持っている社会法人の施設のところに、それを取りに来てもらって、食料だけでなく、相談ということにつなげるということを工夫しているところもございます。やはり今、私たちが貸付等で感じているのが、お金は必要だけれど、なかなか相談というところがうまくつながらないという方も多い形になっておりますので、様々なサービスに相談というものをつけていくということの視点が必要なのかなというふうに思っております。

あとは、3章の4節の8ページのところで、福祉人材のことで、少し福祉のマイナスイメージを払拭していくというような形が書かれておりますけれど、この間、少し感じておりますのが、コロナ禍で、要配慮者の生命や暮らしを守ることに對して、福祉は非常に頑張ってきたというような思いを持っております。むしろマイナスイメージを払拭するというよりも、やっぱり福祉の持っているプラスのことを発信していくということが、今は必要なと思ひまして。確かにマイナスイメージということが強調された時代もありましたけれど、今、コロナ禍だからこそ、福祉のプラスの部分が発信していく必要があると思ひました。

また、改めて少し細かいところは、コメントをできる機会があれば、書面等で次回までに出せたらと思いますけれど、少し気づいたところをお話させていただきました。ありがとうございます。

○高橋委員長 大事なご指摘をたくさんいただきました。ありがとうございます。

特に最後のところは、とても重要な話で、マイナスイメージを作ったのは誰かという議論をしたくなるんですね。そういう意味で。それから、マイナスのイメージを作るような福祉の存在の様式があったということも事実だし、そこら辺のことは、地域福祉だから地域福祉になったのだらうと思っていますし、包括的という議論は、そういうことですし、それから先ほど、法人とか学生たちという話をお出しいただいたのも、この問題と物すごく関わりのある指摘でございました。ぜひ、また引き続きご指摘をいただけたらと思いますが。

今の議論は、とても重要な議論がたくさん含まれておりました。とりわけ圏域の問題というのは、ここでは一応、小学校あるいは従来型の地理的圏域に分かれているのだけでも、実は地域じゃない「関係圏域」という人がいますし、それから、サイバー空間の話は、実は、具体的な接触を、支援を呼び起こすための情報の伝達、流通みたいなものは、これは必須ですよ。それをどう考えるかという、視点としてとても重要な視点ですし、これを本当に横串で刺すとはどういうことなのかというのは、大変大事なご指摘をいただきました。ありがとうございます。

どうぞ、このこともちょっと議論を委員の皆様から、いただきたいなと思っていたことなのですが、いかがでございましょうか。

とりわけ、今日は大田区の長谷川さんはお休みですが、区市町村の委員の皆様で、何かコメントがあれば。あるいは、社協、横山さんあたりから、何かご発言ありますか。

○横山委員 圏域なんですけれども、武蔵野の地区社協の中でも、一応今、小学校区くらいなのですが、やっぱりお子さんがいらっしやらない方とか、小学校区という単位が身近に感じられない方というのも多くいらっしやっていて特に感じるのは、武蔵野のある町で数年前に、ある丁目の1番地から5番地の方が集まる居場所というか、住民の交流の場をやったときに、あ、自分のことが言われているというか、自分が対象なんだと思って、今まで地域活動に来ていなかった住民の方が来てくださったという事例があったので、やっぱり人って、武蔵野市民や吉祥寺北町とかと言われるよりも、そういうふうに分かっている場所とかが小さければ小さいほど、関心を持ちやすいんだなというのは実感したことがあります。

あと、それにちょっとつながるか分からないのですが、先ほどの参加支援のところ、やっぱり都市部だと、浦田委員がおっしゃったみたいに、まず、近所の人と出会うことがそもそもなかったりするので、支え合いに行く本当の最初の手前は、まずは知り合うところで、ご近所の方と知り合うきっかけがあって、その中で自分が役割があるんだとかというふうに見えるようなことが、生きる意欲とか、あとは先ほどのジモティみたいなどころ

って、自分がこの町に住んでいて、役割があるとか、楽しいとかという、そういうところがないと、なかなかジモティみたいなものは感じにくい環境に東京はあるのではないかと思います。武蔵野でもそういった居場所の中で、来た方がお客さんにならずに、お茶を出す係を私はやっているとか、入り口でスリッパを出す係をやっていたりとかというのが、自然と何か、自分が役割を持っている方は、すごく楽しく地域活動に参加ができているので、いかにその参加してくる方に、自然な形で役割を持てるかみたいなのは、すごく大事なところなのかなというところと圏域の話なのかなと。

ちょっと、ごめんなさい。ずれていたら申し訳ないです。そんなことを感じました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

瑞穂の田野課長さんは、何かコメントはございますでしょうか。

○田野委員 瑞穂町の田野です。

先ほど申していたように、やはり地域柄もあったり、地域の居場所づくり。そういったところは、やはりそれぞれがつながるといったところで、一番大事だとは思いますが、やっぱり区部においても町村部においても、やはり自発的に住民の方が参加しやすい形を作る。また、ボランティアとか、そういったところから、だんだん生まれてくるんじゃないかなというのは実感しているところでございます。

それと、もう一つ。話がそれて非常に恐縮なのですが、この計画たくさんあって、よくできていると思うのですが、コロナの関係に関するページも、たしか拝見させていただいております。これからの計画になりますので、3年後、5年後となると思うのですが、もう少しコロナの内容が、先ほど社協の方もありましたけれども、生活困窮から、支援金からコロナに関する状況がもう少し入ってもいいのかな。また、その中に一番大事なのは、災害に関する関係とかが、少し組み込まれてくるとよろしいのかな。また、BCP計画ですとか、そういうようなところを感じました。

それとあと、もう一つが住みやすい環境といったところで、ユニバーサルデザインとかまちづくりの関係ですとか、そういったものも組み込まれてもよろしいのかなと思います。

地域的なところとしては、そういうふうな考えを持ってございます。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。重要なご指摘でした。

とりわけ、最後のことは気になってしょうがないのだけど、扱い方がとても難しいことは難しいのですが、少し非常にはっきりしていることは、地域力があるところでの災害と、ないところでの災害では、随分話が違うということだけは、3.11のときでもそうですね。これは福祉サイドの話でいうと、精神科病院や特養は、相当被害者が出ているのですが、小規模多機能の場合は、地域の人が入り出していることで、地域の人と一緒に避難ができたというところが。施設で災害が起こると、ケアスタッフが施設に来られないので、どうしても当直の人たちが対応して、被害が大きかった話があったのですが、そのことも含

めて、やっぱり地域の相互の助け合いで、それこそ隣に誰が住んでいるかということをやんと知っているか知っていないかだけだって、災害のときはとても大きな情報になりますし、そういうことを含めて、コロナの孤独の、孤立化の問題と、災害時の相互の助け合いの話というのは、具体的に絵は描けないとしても、やっぱりきちんと指摘をしておかなければいけないし、これ、幾つかの、もうこれ、建築関係の方の有名な調査があって、避難住宅の設計で孤独死が防げるのだという理論もありますし、そういうことを含めて、ちょっと何か工夫はしたいなと思って、少し事務局とご相談させていただく上で、とてもいい課題提供をいただいたような気がいたします。ありがとうございます。

ほかに何か、全体の構想とか今までの事務局の説明、それからお送りした資料で、お気づきのことがございますでしょうか。

○浦田委員　じゃあ、すみません、浦田です。

圏域の話なのですが、文京区なんかは、中学校区という考え方と取り入れられない状況があります。中学校が私立に行かれる方が多くて、全体の4割は私立中学に進学するというような実態がありまして、地域づくりの中で、小学校区ぐらいまでは比較的身近なのですが、中学校区といっても、あまり身近でない方が多いという現状があります。もちろん、地域の実情によって違うと思うのですが、圏域の多様性をどう表現するかなという感じでお伺いしておりました。

また、生活困窮についてですが、森さんのほうからもお話がありましたけれども、生活困窮者の自立支援相談機関と貸付窓口が同じところは、相談体制強化もされていますし、一定の対応はしやすいのですが、現状の体制としては、貸付の窓口と自立支援の相談機関が別々であることが東京は多いのかなというふうに感じています。貸付でキャッチする生活相談やその他制度につながる相談が自立支援の相談窓口につながらないというのがとても課題になっています。

文京区社会福祉協議会では、貸付の窓口につながってきた方たちに、ある意味ではアウトリーチと思っていますが、生活状況のアンケートをして電話やメールなどで連絡をするなどこちらからアプローチしないと、相談に来てくださらない、また次のステップに進まないという現状があります。私たちから「その後どうですか」という形で、職のパントリーのご案内をしつつ来て頂いて、何とかつながっていきようとしているのですが、これもある意味のアウトリーチなんだなというふうに最近思っているところです。

そのようにしてまでもしないと、何百人もの、困窮状態にある方につながらないという現状があり、自立支援の窓口を紹介しても、自分から行かないという状況があります。それが、今までの枠組みでは対応できない状況ということがありますので、ここの辺りの現況をどういうふうに対応していくか、検討が必要だなというふうに思いました。

以上です。

○高橋委員長　ありがとうございます。

圏域という言葉遣いから始まって、串刺しの仕方というんでしょうかね。これは割と平

面的な図で使っているんだけど、実は立体的なんです。要するに、待っているんじゃなくて、働きかけなきゃいけない。リーチアウトとおっしゃったんだけど、このリーチアウトという考え方で、もう一度圏域における支援のネットワークのイメージの書き方が、何かちょっと、これはオーソドックスに書かれているわけだけど、何かひと工夫、要するにテーマごとにとりかかるといえるのか、それこそそれぞれの支援の物語が、それぞれの現場であって、それであったものを、例えばみたいな形で抽出するとか、働き出しそれから小学校、中学校というのは、ある意味では戦後の教育体系と引っかかっている、昔は鎮守の森だったわけでしょう。町会があって、お祭りを出す単位が最小単位だったわけです。それが崩れちゃった。

それから、東京の場合は、今度はマンションを1棟というか、管理組合が基礎単位だけど、管理組合は全然生活じゃなくて、マンション管理しか気にしなかったのだけれども、このところやっぱり認知症の人たちが増えてくると、そうも言っていられなくなるとか、そういうことを含めて何かきめの細かな議論を、きめの細かくなって、東京の多様性に応じた議論をどこかで工夫しないと、ああ、これは前に出ていたなと思ってスルーされちゃうというところもあるので、ちょっとぜひ、そこら辺はいい示唆をいただきましたので、事務局が考えてよという話ではなくて、委員の皆様のご示唆をいただきながら、ちょっと考えたいなというふうに思ったところが。やっぱり圏域論は、とても重要な論点です。

支援が・・・と伴走型支援という話まで行くと、やっぱり人の人生の物語に寄り添うという言い方をすると、そんな寄り添う人も、そんなたくさんいるわけがないじゃないかという話になるのですが、それがあつた種の役割を交代しながらという話になっていくだろうし。そういうことを含めた、何か芽をとにかく出さないといけないという感じであります。完璧なものがすぐできるわけではありませんので、ぜひご意見をいただきながら考えてみたいというふうに思いました。

いかがでございましょうか。

○新保委員 では、すみません。明治学院大学の新保です。

大変本当に貴重なお話ばかりで、うなずきながら聞かせていただいていたいました。

それで、テーマとしては、議論のポイントの「コロナ禍で見えた課題と今後の対応の方向性」という中で、先ほど来、委員の皆様がおっしゃっているように、コロナでいろんなことが見えてきたのですけれども、もう一つ、私としてとても大きな課題だと思っているのが、生活保護を利用することを避ける、忌避するというようなことが言われていますけれども、生活保護は利用したくない。けれども、本当に最低生活がもう営めなくなっているというような、そういう方々がいらっしゃるといえることが、とても明らかになってきました。

昨年来、厚生労働省も「生活保護は権利です」というような発信をされたりとか、都内の自治体さんも同様の発信をされたりしていますけれども、これは、本当に何ていうんでしょう。これまでやっぱり、どうしても生活保護バッシングみたいなことがあって、そう

いうものを見たり聞いたりした方たちの中に、自分がやっぱりバッシングの対象にはなりたくないと思われていたりとか、あとは、どうしても貧困な状態に対する自己責任論というものが、東京都に限らずですね、何かこれも世界の潮流みたいなんですけれども、払拭できないという中で、こんなにもみんなが大変になっていて、支える制度があるんだけれども、もうそれは利用しないという選択をして、ぎりぎりの生活を続けていらっしゃる方がいるという状況は、やっぱり見過ごせないかなと思っています。

ただ、その背景にあるものは、やっぱり制度に対する正しい理解がなかったりとか、どうしても誤解があったりとか、そういったことがあると思います。

計画の理念の中の第1のところ、「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」とあるのですけれども、その生きがいと尊厳をみんなが持てるように、何をするのかということが、ぜひ具体的に書き込まれるといいのかなというふうに思いました。

それは、やっぱり知る機会をつくることとか、それから物語を発信していくということもそうなのかもしれませんが、あまりにもやっぱり誤解とか、やっぱり正しい知識が持っていないということがあるので、それをどうしていくことができるのかということ、やっぱりお互いに支え合うということの前提になることなのかなというふうに思いました。

あとは、ただ、東京都の取組というのは、やっぱりとても、一つ一つ見ても、とても先進的かなと思っています。コロナでやっぱり今、経済的な困窮と社会的な孤立ということが、すごくクローズアップされている中で、一つ、例えば働くということをこれからどう応援していくのかというのは、分野横断的な課題になるのかなと思うんですね。

就労支援というのは、いわゆる経済的に収入が得られる働くだけではなくて、本当に社会とつながっていくということも広義の働くということにつながっています。それについては、東京都さんの場合は、福祉部局の努力というものもありますけれども、産業労働局さんのほうで、就労支援の在り方の検討をされていたりとか、かなり都の中で、もう縦割りを廃して、一緒に検討してきているという経過もありますので、そういう中で出てきている東京都ならではの取組みみたいなものも少しご紹介しながら、各都内の自治体さんがそういうものも意識しながら、計画づくりに取り組めるようにしていけるとよいのかなというふうに思いました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変大事な肝の話で、やっぱり生活保護制度は、多分給付金が切れた段階で、住宅確保給付金もそうですが、どうなるのかと、みんなハラハラしているという感じがあります。他の代替手段がない分。

一方で、生活保護というのは、僕は最近では扶助制度じゃなくて、医療保護制度だというような。あれ、相当の割合が精神科病院に回る率が高くて、そろそろそういうことが無視

できなくなり始めた。今までは、おっしゃったとおり、受給率を下げる方向でいろんな動きをしていたものが、どうも、とても、幾らなんでもという感じになってきたというのが、正直な感想で。まさに経済的な支援と、孤立とおっしゃったように、孤立・孤独への支援をセットにしながら、そうなると、手法としてはリーチアウトという、寄り添い型というか、届けるというか、要するに切れ目のないというのは、制度として切れ目がないと同時に時間的にも切れ目がない。そうなった途端に、それは誰がどう担うのかという話になって。そうすると、それは、これも大変な、今までの仕組みで行けるのかという話と。

それから、もう一つちょっと、ここで指摘しておきたいのは、労働者協同組合法ができて、あれ、レイバラーではなくて、ワーカーズなんですよね。ワーカーズという、新しい働き方という、そういう視野ができていて。とりわけ、大都市の場合これからどつと出てくる定年後高齢者をどうするかという。厚労省の人事で地域共生社会をやっていた人は、今度は高齢者雇用施策推進課長になったというのは、なんだか興味深い話なのですが。そういうことを含めて、ちょっと今のご指摘のお話は、ぜひ議論として、どういう扱い方をするかで、ちょっと避けて通れないご指摘だと思いました。ありがとうございます。

引き続き、どうぞ。今の話、議論と関係あることないこと含めまして、まだご発言いただいていない委員の皆様も含めて。

笠原先生、やっぱり障害者の問題は、もう本当に何ていうか、イロハのイの話なのですが、やっぱり三障害になって、とりわけ精神障害や、それから今まで扱われてこなかった障害が表に出始めて、そうなると、やっぱり孤立・孤独の問題、まさにぴったりくると思いますが、何かご意見はございますでしょうか。

○笠原委員 はい、ちょっと。上智大学の笠原です。私もちょっと、昨日ざっと拝見しまして、当初の1回目でしたか、目次の案では、3章3節のところに、「望まない孤独や孤立に対する支援」という項目があったのですが、それが今回具体的な中身が出てきたときに、項目として抜けていまして、地域共生の観点からすると、それに関連するような内容があってもよかったのではないかなというような気がしていました。

この目次を見ますと、3章3節の内容というのは、先ほど、様々な視点での地域課題に対する具体的な対応ということで、具体的な支援の話があったり、あるいは2節のところでは、地域住民がそこにどう関わっていくかというようなことが書かれていると思うのですが、それ以前の、先ほど横山委員や浦田委員からもお話がありましたけれども、地域の中で人と人がまず知り合ったり、どんな人がいるかということが、知り合う機会すらないというか、その交流自体が難しい、どんな人がいるかどうかということが分からない。そういった観点からすると、何ていいますか、どんな多様な人がいるのかということをもっと知るような機会というのがあったらいいのではないかな。もちろん、その地域のご近所さんの助け合いということも大事だと思うのですが、もうちょっとそれ以前の問題として、少なくとも自分が排除しないとか、そこに加担しないというような、無関心や無理解ということが、排除を生んでいくんだということぐらいなら、せめて関心を

持ってもらいたいとか、そういった意味でのいろんな人がいるんだということの、それこそ先ほど、いろいろ物語ということがありましたけれども、そういったものを発信していくとか。それはもちろん、ある地域の中のどこどこ市のということであると、もっとリアリティーを増すのでしようけれども、それがプライバシーの問題とかで、それこそ難しいのであれば、何かコンテンツを共有化して、それをどこかで共有して見ていくとか、そんな何か方法もあるのかな。

要は、簡単に言うと、福祉教育とか啓発というようなことなのかもしれませんが、そういった意味で、実際に何かボランティアをすとか、自分が何か関わるというところまでは行かないのだけれども、そうでなくても、地域福祉とか共生ということに、あなたの力が必要なんですよというような、一人一人への問いかけということであると、そういったことも、何かあってもいいのではないかなというふうにちょっと思いました。

なかなかボランティア、今、新たな動きの中で、今までとは違う地域活動というのが効果が見られるというようなこともありましたけれども、まだまだそれ以前の問題、全然関心を持ってない方とかもいらっしゃると思いますので、一人一人の関心といいますか、考え方を変えていくことが、その地域をよくしていくことにもつながっていくんだと、何かそういう部分というのもあってもいいのかなと思いました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変重要な論点を引き続き、やっぱり委員の皆様は何ってみるものだと思いますので、聞いておりましたけれども、いかがでございましょうか。

○森委員 森です。

参加支援というところなのですけど、少し思っておりますのが、与えられた参加支援の場を宛てがわれるというよりも、やはり当事者の方が、その場をやっぱりオーダーメイドでつくっていくというような、そんな参加支援ができると本当はいいのかなというふうに思っております。

例えばなのですけど、場があって、そこの中で、皆さんでその場を自分たちの場にしていくというような、そういった視点が必要に思われます。参加支援というときに、よく参加支援の社会資源を増やさなきゃとか、場をつくらなきゃという話になりがちなのですが、そうではなく、やっぱりそこに当事者も参加してつくっていくという視点が必要なのかなというふうに思っております。

また、ある地区で、高齢者と外国人が一緒に過ごしているサロンがあります。両方ともどちらかという支えられる側というふうに捉えられがちなのですが、高齢者が外国人に日本語を教えて、外国人が高齢者にパソコン、スマホを教えてとか、何かそういった支えられるというだけじゃなくて、役割を持てるというような、そんな参加ができるというのかなというふうに思っております。

そういった場を地域に増やしていこうという意味からも、3章2節のところ、今回、地域福祉コーディネーターのことを引き続きお書きいただいて、大変ありがたく思ってい

ます。ただ、まだ東京では、62の社協のうち37社協というような配置になっております。横山さんのところも、まだ地域福祉コーディネーターという形で配置ができておらず、一方で、ご指摘もありましたけれど、非常に地域福祉コーディネーターに近い働きをしているよねというようなところもあるかと思えます。

社協の中でも、地区担当という形で、ほかの仕事と兼務しながら地域福祉コーディネーターのような役割を担っている社協もありますが、日中は本業のほうをこなしながら、夜になって地区の仕事をするというような、本当に兼務という形で取り組んでいる状況です。やはり地域福祉コーディネーターという形で、きちんと住民にも見える形で専任で置いていただけることが必要と思われまます。名前はコミュニティソーシャルワーカーでも地域福祉コーディネーターでも、その地域の中で名称が固定すればいいかと思っておりますけれど、地域福祉コーディネーターのところについては、やはり区市町村の地域福祉計画の中に盛り込んでいただけたらなと思っております。

あと、最後に1点だけ。2025年というタームが出てくるのですが、今回、2040年という視点というのが、入っていないかなと思っております。やはり地域共生社会の中で、今後、2040年になると、二人の労働力人口で一人の高齢者を支えるというような時代を迎えるようになると思えます。そういった大変さからはすごく暗いイメージを持ってしまうと思うのですが、やはり最後の「未来へ向けて」というところでは、持続可能な地域共生社会をきちんと作り上げていこうというように、次世代に向けて、2040年は非常に夢のある時代を迎えることができるよといった、何かそういった発信ができるといいのかなというふうに思っております。

○高橋委員長 ありがとうございます。

地域コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、これ、とてもキーになるのですが、僕もちょっと考え込んだことがありましてね。

どことは言いません、ある区の町会の掲示板にCSW通信というのが書いてあったんですね。それで、CSWって何だと思う人のほうが、9割以上になるかと思うの。そういう意味で、専門家にしか理解できないような、ジャーゴンワードが飛び交っているの、それをどう都民のものにしていくか、住民のものにしていくかというのが、もう一回ちょっとみんなで考えなきゃいけないなと、その掲示板を見て思ったので、ちょっと一言忘れないうちに申し上げます。

小林さんから手が挙がっていたように思いますが、いかがでしょうか。

○小林副委員長 先ほどの圏域の話にもう一回戻りたいんですけど、いいですか。

圏域という概念は、はっきりした実体があるということでは必ずしもないのではないかと思います。圏域というと、最近では「日常生活圏域」が一般的になっていると思いますが、これはサービス圏域のことを意味するのだと思います。包括支援センターの圏域といってもいいですが、いずれにしても、圏域という概念を幾つかに分けて考える必要があるのでは

はないかと思えます。

現在の『支援計画』の11頁図を見ますと、この中にはいろいろな要素が入っていて、必ずしもこの圏域が何を意味するかが分かりにくい感じがします。例えば、この中には組織や団体が入っています。行政関係組織、専門組織や各種の団体など、いろいろなものが入っています。さらに、資源と言ってもいいかと思えますが、人材資源の配置が行われている。このようなものを含むある圏域として描かれている。それから、何をするかということで見ると、相談支援やアウトリーチなどが書かれているいますが、これはある種の機能ですね。

先ほど浦田委員からお話がありましたが、住民が自分の住んでいる地域を身近に感じるかどうか、つながりができるかどうかという、住民の立場からの圏域イメージもあります。

それからもう一つ、これはただ整理するための概念ですが、権限の関わりから見た圏域があって、行政は、ここで言えば区市町村圏域になりますが、権限を地域に下ろしたときには、例えば包括支援センターの圏域をつくる。権限は、圏域までは下ろせないで、そこでは委託がないとできないというような議論があるようですね。権限から見た圏域というような概念を含めると、ざっと考えただけでも五つくらいの圏域の意味合いがあって、これを全部一つの圏域概念や図にまとめるというのは、難しいのではないかと思います。

特に、地方の場合と東京のような大都市を較べてみると、5万とか10万くらいまでの自治体と、大都市、世田谷のような90万自治体とでは、圏域の意味が違ってくるので、この権限をどう下ろしていくかという問題もあるのだろうと思えます。

それで、まず私の考えでは、圏域というのは実体概念ではないので、それぞれの自治体で、どういうところを重視するかという観点から圏域を組み立てないと、何でもかんでも、ここに放り込んで圏域として議論しても進まないのではないかと思います。

2点目。今度は相談支援のことの関連で言いますと、今までいろんな議論が出ていますが、住民が地域の住民に相談する場合、割と日常的な困り事ですとか、愚痴ですとかなどを聞いてもらう場所みたいなところから相談が始まるという、そういうレベルがあります。

でも、住民から見ると、そこを通す必要はなく、最初から専門機関に話をしに行ったり、あるいは行政に直接行くことは当然にあり得ることなので、この相談というのは、最初から地域を通して、ここに書いてあるように、例えば小学校区域から中学校区域を経て行政に行くという流れでは決してないですね。専門的な情報や対応を最初から求めてしまったほうが早いということがある。そうしますと、住民のほうからすると、先ほどの整理で言えば、地域での相談から専門機関に行く相談。もちろん包括はこの中に入りますが、アウトリーチや今課題になっている「ひきこもり」のような場合には、情報は住民から上がってきますが、あの家は大丈夫かというところから始まることが多いわけで、これは、最初から専門機関によるアウトリーチという流れになるかと思えます。

ですから、相談のルートというのも幾つもあって、大きく分けると今の三つかと思えます。専門機関が出ていくアウトリーチと、専門機関に来てほしいという相談と、それから

地域の相談と、住民から見ると3つくらいの相談の流れがあるのではないかと思います。ここをどのように描くかというのも、圏域の議論をするときに重要になります。

最後に、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターを含めてですが、浦田さんの文京区社協とお付き合いをさせていただいた経験では、大きく分けると、個別支援の場合、つまりあの家のごみ屋敷なんだけれども、一緒にコーディネーターに行ってしまうというように住民あるいは民生委員さんから相談があって、コーディネーターが関わって家の中に入る。住民と民生委員とか、あるいは場合によっては包括支援センターと一緒にいくこともある。

地域支援というのは、大体地域の活動団体支援のことになると思いますが、地域活動をしている団体に関わって、行政との間でいろんな財政負担、財政支援の支援をする役割を果たしているというのも、コーディネーターの役割になります。

それから今、もう一つ、コーディネーターによる全域支援という概念が、文京区社協で出てきています。例えば個別の事業を、最初から区内全域を対象として始める。そこに関わって全域のネットワークをつくるようなことも言われていて、地域を越えた活動をする。したがって、コーディネーターの役割も、個別支援、地域支援、それから全域支援のように広がってきています。全域と言っても、ある意味では行政では対応できない役割が出てきています。つまり、コーディネーターの役割というのも、何か間に入って調整するというだけではなく機能を持つようになっていきます。したがって、もう一回、機能をや役割を分類し、概念化し直さなければならない。

このこともまた今後、圏域のところで関わってきますので、幾つかの視点に分けて圏域を構想する。都がどういう提案をするかは分かりませんが、これは自治体ごとに、やっぱり圏域の概念を分析的に分けて考えて、うちはここを中心に考えて、こう組み立てようというような、何かそういうような考え方の基礎を示していただくのではないかと思います。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これだけで1回やりたいテーマなので、それだけある程度の合意形成ができないと、実は地域福祉計画にならないという感じをお話を伺いながら思っていたのと、それから、意外と小さな生活困難は、お医者さんが見つかることが多いんですね。もし、かかりつけ医がいれば。

ところが、お医者さんの多くは、守秘義務があるといって、そういう話もしてくれないという話を地域の保健師さんに聞いたことがあるのですが、やっぱり情報をどういうふうにも外へ出すかという話が、今の相談の話と必ずセットになって出てくるので、とりわけ災害時がそうで、重要な情報を全部行政が持って外へ出さなかったのも、民間の支援が動かなかった事例を熊本で聞いたのですが、そういうことを含めて、これ、地域福祉計画でも、地域福祉の活動で、またそういうことが多分あるのかなということを、今のお話を伺いな

がら思い出しております。

これ、少し事務局でこの問題は詰めないと、市区町村の計画担当者や、それから社協の皆さんや、いろいろな地域で、いろいろ地域づくりをやるキーパーソンの方々に役に立てられるのが、この計画の一つの第一読者だと思うので、ぜひそこら辺は、小林さんに非常に分かりやすくご提示いただいたので、それを踏まえながら、この計画では、そこをどういうふうに、ご指摘を生かしていくかというのを、ちょっともうひと知恵考える。

これ多分、大論文になりますよね。この中身を一つ一つ整理する。やっぱり歴史的な事情があって。やっぱり困ったのは、分権化の話が進まないの、障害なんかでもそうでしょうが、児童がそうですね。例の児童相談所も今、区に下ろすという話が進んでいるけど、これも結構大変なこと。これ、行政機構の連携の分権化の話でも大変で、その話も、相談の話も深く児童相談所は結びつきますし。

そういうことを含めて、貴重な大事なご指摘をいただきましたので、ぜひこれは、もう一回、次にかけて議論を整理し直さなければいけないなと思いました。ありがとうございます。

○小林副委員長 最後の一つだけよろしいですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○小林副委員長 今回出していただいている議論のポイントの2番目についてです。

これは「地域福祉の土台となる住民や関係団体を巻き込んだ地域づくりの進め方」と書いてあるのですが、巻き込んだ地域づくりは、誰がやることを考えているのでしょうか。行政ですか。行政が巻き込むというイメージなののでしょうか。この地域づくりの進め方は、行政が全部できるとは思わないのですが、この辺はいかがなのでしょう。事務局は、この辺をどう考えていますか。

○大久保生活福祉部計画課長 我々のつくる計画の議論のポイントという意味では、行政はそれに、何をどうやるべきかというところで、先生がおっしゃるとおり、行政だけでやる世界ではもちろんないので、すごくぼやとした言い方になってしまうのですが、誰が何をどうしていけば、その地域の土台というものが進んでいくのだろうかという、ちょっとそんなお話をお伺いできればと思っております。

○小林副委員長 その話が先ほどの圏域の話と結びつくのではないかと思います。このレベルではどういう住民の動きをつくれるか。このレベルでは、例えば中圏域だったらどのような関係団体、あるいは専門機関の連携が必要になるかというように。行政は、当然ある種の権限、あるいは法的な根拠を持たないといけないと思うので、整理していただくとうれしいと思います。

もう一つ。先ほど言い忘れたのですが、包括化支援員という考え方ですね。地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターはいいのですが、今度の重層的支援体制の中で、包括化推進員というのは、どこに入ったのか、これは室田委員にお伺いしたほうがいいのかも知れません。

包括化推進員というのは、重層の考え方でいうと、行政の中の調整なのか、それとも地域のほうの調整なのか、あるいは両方やっているのか。現在ヒアリングさせていただいているのですが、自治体によって全然違いますね。社協に委託するようなタイプと、行政できちんと持ってやりますというタイプと、いろんなタイプがありそうなので、包括化推進員、東京はあまり置いていないかもしれませんが、地域福祉コーディネーターとは機能が違うと思います。繰り返しになりますが、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、包括化推進員というそれぞれの機能の違いをきちんと出せるといいのではないかという感じがしました。

すみません、ちょっといろんなことをしゃべりすぎました。

○高橋委員長 とんでもないです。これは、やっぱり人材の問題とも深く関わるので、コーディネーター、それから推進員。そうすると、一番近くにいていただいているのは民生委員で、やたらに仕事を抱えているにもかかわらず、今、なかなかリクルートが大変だというふうに伺っていますが、意外とそういう民生委員の話を落として議論をする方が、行政の方でも結構いるんですね。

それで、せっかくというか、民生委員や児童委員は、これまでいろいろな重要な役割を果たし続けてきて、歴史を積んできたわけですが、これからどうしたらいいか。

それから実は、あるところで更生保護の話が、ちょっと機会があって、考えなきゃいけない。やっぱり刑務所を出所した人、刑余者というのだそうですが、その人たちをどういうふうに地域に戻すかというのは、矯正局の大問題に今なっていて。それは、先日亡くなられた田島良昭さんが、「地域生活支援定着センター」というのを厚労省につくったという。これはまさに法務省につくれなかったということはとても重要で、それをさらに地域でどうなるかという話になりますと、更生保護司や民生委員、児童委員という、それぞれの制度がつくってきた地域の人材を、これからどういう形で考え直していったらいいか。今までの線を尊重しながら、どうしたらいいかということも、地域福祉ではやっぱり課題になるわけで。

田中さんがお見えになりますますが、何かここら辺でご意見はございますでしょうか。

○田中委員 都民連の常務委員の田中と申します。よろしくお願ひします。

第4節のテーマ3のところ、民生委員・児童委員の活動への支援というところもつくっていただいて、昨日読ませていただきました。素案の本文に記載のとおり、東京都では平成30年に小林良二先生を委員長として、民生委員・児童委員に関する検討委員会を立ち上げてまとめられたという話を昨日、都民連の事務局のほうからも確認いたしました。

報告書では、地域における民生委員の役割は、今後も重要であり、これからも積極的な取組を推進するためには、民生委員と民事局自らが取り組む。内的環境の整備と行政が取り組む外的環境の整備の双方が必要だとの認識がございました。

また、都民連が令和8年までの活動の羅針盤として策定した「東京版活動強化方策」の方向性が、その検討委員会の考え方と合致するものとして賛同していただき、その着実な

実践の必要にも迫られております。

具体的には、やりがいを持って、生き生きと活動をするためには、委員同士の支え合いが不可欠であり、また東京都や民生委員、事務局を担う各区市町村行政の支援が必要であり、さらには、社協をはじめとする関係機関との連携の重要性が、一層高まると指摘されております。

また、担い手の確保の取組として、存在や役割、活動の周知、候補者への適切な説明、研修の充実を上げております。

以上を踏まえると、今回の地域福祉計画の素案で触れられている活動環境の整備や、この制度や活動への理解促進で記載されている内容は、先の民生委員活動に関する検討会の報告書の趣旨と一体であると受け止めました。

地域共生社会の実現に向けては、地域ぐるみの取組が求められますが、民生委員といっても地域住民の一人なので、ぜひとも行政や関係機関など専門職の方々にリードしていただき、その中で民生委員としての役割を果たせるような環境づくりに、ご配慮とご支援をいただきたいと思っております。

また、災害時の避難行動要支援者の対策はもちろんですが、土曜、日曜、夜間などの非常時や緊急時などを含め、そうした際に行政や専門職に確実につながる体制が整備されると、民生委員としてもありがたいかなと、安心感につながるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

民生委員・児童委員は、いろんな意味で、これから重要な役割を果たし続けるというふうに思っておりますが、それと同時に、やっぱりリクルートというか、民生委員・児童委員に専任になっていただく方をどういうふうに確保するか。これは保護司も同じだそうですけれども、これは東京都、それぞれの区市町村で、やっぱり改めて取組を強化しなければいけないテーマだなどと思いながら、今のお話を伺っておりました。ありがとうございます。

いかがでございましょうか。取りあえず四つのポイントをお出しして、議論をしたつもりでございます。いろいろな形で、前後して議論をいたしました。包括的支援体制のこれ、やっぱり言葉遣い、表現、それからやっぱり都民と、関係者というか、どうやっぱり共通に理解をしていくかという、そういうことが一つのポイントかと思えます。

地域づくりは誰にとって地域づくりかという、これもαでありΩであるという。やっぱり住みやすい地域をつくるという、そういう話になるわけですが、これを行政の施策と同時に巻き込んだ、主体は誰ですかという、そういう質問が出ました。これもぜひ議論をしなければいけませんし、圏域のイメージ、これは大変重要な議論が、課題提供をいただきまして、これ、どういう形で素案をバージョンアップしていったらいいかということとも関係いたしますが、重要かと思えます。

それから、地域共生社会と地域包括ケアシステムについては、東京都としてどう受け止めるかという議論が、相当重要かと思います。国が出した方針は、まだまだ、何ていいましょうか、ディテールまで行っていない。それからもう一方でいうと、いろんな推進員の話が先ほどこちよっと出てきましたけども、予算補助はいろいろ出てくるわけですね。しかし、それが実効性があるものなのかどうかという、そういう課題が東京都として、それをどう受け止めるかという問題等も含めて重要だと思います。

ちょっとコロナ禍について、長期、短期含めて、まだ今、現在進行中ですが、ここら辺の話も、先ほどもご指摘いただきましたので、もう一度これを整理し直して、素案のバージョンアップに努めたいと思いますが。

全体として幾つか、さらに付け加えておくべきこと、補強すべきこと、ちょっと強調しなければいけないこと、いろいろ委員の皆様からご意見がいただけるのではないかと思いますので、ご指摘をいただけたら大変ありがたく思います。どうぞよろしく願いいたします。

○室田委員　じゃあ、いいでしょうか。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○室田委員　圏域にしても専門職、コーディネーターの配置の考え方にしても、かなりこう、やはりこの昨今の政策は多様な在り方、地方自治体によって、それぞれがその自治体に合ったやり方を推奨するという形で、柔軟に制度をつくっていると思うので、その分、この計画の中で言及する際にも、難しいんだろうなというふうに思いながら、この計画書の素案を読んでいた。

でも、それは裏を返すと、東京都はこういう方針でということが示せるものでもあるのかなとも思っていて。じゃあ、どういうふうにこれを計画の中で、それを書けるものかなと、ちょっとそこは一番悩ましいところだなとも思っているのですが。

先ほど、小林先生が圏域の話のときに、考え方の基本を示すことが、この計画では大事で、それが各自治体レベルで、これをどう反映するかということだと思うので、その考え方の基本をどういうふうに示せるのかというときに、どういう形があり得るのかなというところが、委員の中で議論ができるといいなと思いました。

私自身は、例えばですけれども、3章の2節かな。コーディネーターの8から9ページにかけて、「地域福祉コーディネーターの活動支援」というところがありまして、「現状と課題」という表記の後に、「取組の方向性」というのが9ページにあるのですが、ここでは、地域の様々な資源を活用しながら、包括的な相談・支援体制の整備を進めることが求められていて、その下に、コーディネーターなど、ハブになる役割を担う人材の配置が有効だという表記になっていて、ここまでが精いっぱいなのか、ここよりもう少し踏み込んだ表記というのは可能なのかということをし、一つ例に考えています。

例えば、コーディネーターのような人が配置されていない自治体もあれば、もう既にかなりの人数を何年間もかけて配置されている自治体もあると思います。やはりその自治体

によって、コーディネーターをどう配置して地域づくりを担っていくのかということは、これ、5年間の計画ですけれども、この5年間で取り組むことも変わってくるだろうなと思うと、何かある程度、こういう形のコーディネーターを配置した地域づくりが可能であって、その際に、現状、こういう取組をした自治体もあればというような、少しバリエーションを示して整理して、じゃあ、都として、どういう方向で支援するのかぐらいまで踏み込めるといいなと思ったのですが、ちょっとそこまでやると、あまりにも大量の記述になるので、そこまで書けないのかな。そこら辺が何となく、ずっと悶々としながら聞いていたので。すみません、質問にもなっていないんですけど、そんなことを考えていました。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

地域福祉計画の課題をご提示いただいた、それぞれの介護保険事業計画や、障害もそうですが、やっぱりサービス料という決定的な指標があるので、それをどうするかという議論をすれば形になってくるのですが、地域福祉計画は見えるようで見えないという。これはまさに、それが特徴なわけですよ。

そうすると、それぞれの地域の、こう言ったって地域じゃできないじゃないかという声が市区町村から上がってくるという話がありますし、それはやっぱり、私の職場から見ると、東池袋のタワマン銀座みたいなところに、あそこで地域福祉計画はどうするつもりだ、豊島区よと思っているのですが。そういうところと郊外。郊外もまた、やっぱり地域特性と、それから地域の在り方、それぞれ地域の社協や自治体が苦労しているところだと思うのですが。そこら辺を、どこでどういうふうに、何ていいたいしょうか、指針になるのでしょうか。地域福祉計画を進める上での指針を東京都として、市区町村や関係の活動をされている方、そしてさらに都民でお示しするということになると、そういう視点で、全体をもう一回見直しながら、ご意見をブラッシュアップしていく。

ただ、構造をどう変えるかというのは、なかなか大変なだけで、それに関わる大変重要なご指摘。やっぱり圏域概念も小林さんがご指摘、副委員長にご指摘いただいたのは、まさにそこで関わる、何ていうんでしょうか、肝に関わる部分なので、これはまた追って、ちょっとご意見をいただきながら調整できないか。

というのは、ここがうまく書ければというか、課題を投げかけることができれば、それに対して、市区町村がこの考え方を駆使しながら、どういうふうに自分たちの地域福祉計画の見直しに役立てていただけるかという、そういう大変ヒントを提供できると思うので、そこら辺を含めて、ちょっとブラッシュアップする努力をぜひ続けたいと思います。

今の室田先生のご指摘、大変大事なご指摘ですし、もしかしたら紙で出すと同時に、インターネットですと、最新情報を物語じゃないけれども、いろんな事例を追加しながら、ウェブ版の計画なんていう出し方もあるのかもしれない。それをメンテナンスするのが、実は東京都の計画部局の仕事だよみたいな話もあるかもしれない。

都社協は都社協で、それぞれいろんな関係団体が情報を発信しているのだけど、それを、

情報の何ていうんでしょうか、ポータルサイト的な計画というのだってあるのかもしれないと、今のお話を伺いながら、ちょっと試してみたりしたのですが。ぜひ、デジタル庁もできることだし、デジタル技術を駆使しながらという。

そうなると、かなりビジュアルな、何ていいますか、事例の提供というの、今回はちょっとひと考えしなきゃいけないけれども、あるのかもしれないとか、いろんなことを今のお話を伺いながら考えた次第でございます。私はちょっとしゃべり過ぎました。

どうぞ、これからの進め方に関わる、全体の進行の状況に関わるご意見も含めまして、あと五、六分ございますので、ご意見をいただけないでしょうか。

事務局のほうで、これからどういう手順でという、事務局としてのお考えをお示してください。

○小林副委員長 すみません。もう一つ付け加えて・・・。

○高橋委員長 ありがとうございます。

○小林副委員長 今回の計画、中間見直しがあるということで、もう一回のこの検討委員会で全部収まるかなという気もするので、少し長期的な課題としてですが、私はやはり、データがすごく不足していると思います。行政がやっている事業とか、サービスはどのくらい利用されているか、財源的にはどうなっているということも含めてデータが必要な気がするのですが、地域ということになると、本当に難しいですね。浦田委員と一緒に、いろいろな低域データをつくり始めていますが、これももう少し地域活動のデータを集めてみるという方法は考えられないかというのが第一点です。

もう一点は、この間、自治体のヒアリングに参加させていただいたのですが、面白い発言がありまして、隙間のニードとか、孤立・孤独などいろいろあるのですが、行政の担当課に聞くと、いや、それはうまくいっているんじゃないのということをおっしゃる課長さんがいて、特に重層なんて必要ないと言っていうかたもおられるとのことでした。

これまで重層の対象となる相談支援の数が、大体分かっていないですよ。困難ケースというのは分かっているし、ケースは分かっているんですけども、それがどのくらい数としてあるかというデータは多分ないんじゃないか。そもそも、何をもって複合課題ケースとするかが定義されないとデータは集まっていない。ひきこもりの数については、さっきのご紹介であったようですが。

何かちょっと、そういう基本的なデータを地域福祉との関係で集めてみるということをししないと、いわゆる空中戦になってしまうと思います。すぐでは無理かと思いますが、ぜひ都はこういうデータの集積をして、長期的な地域福祉の計画をつくる基盤をつくっていただきたいと思いました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

地域福祉データベースというか、地域福祉計画ポータルサイトというのでしょうか。そういう議論にもつながっていくし、それは計画というものが何年に1回、ぽんと出てくる

文書の冊子というのが、大体今まで計画の考え方なんです。何か表現の仕方があるのかもしれない、もっとリアルタイムでいろんなものが見えるようなものが要るのかもしれないとか、ちょっとそんなことも含めて、今、小林さんのご発言、大変刺激的なご発言をいただきました。本当にありがとうございました。

いかがでございましょうか。最後にちょっと、これだけということ委員の皆様から、いただけたら。ちょっとこちらから見えないので、お声を上げていただけたら。よろしくございますでしょうか。

時間的にちょっときついなと思いつつ、ただし、相当もう一回これを見直して、構成もちょっといろいろ工夫しなきゃいけないご指摘がありました。章立てとか、それからかなり内容が盛りだくさん過ぎちゃってという、そういう印象があります。そこをどう上手に構造化して、整理をし直すか。

それから、基本概念が圏域の問題をめぐる、いろいろ出てきて、それが当然地域福祉に関わる、いわゆる横文字を使えばステークホルダーということになるのでしょうか。関係のいろんな諸主体というか、それから見て地域をどう見るかということと、深く関わるのだというご指摘がありました。

そして最後にそれは、やっぱり新しい地域課題にどれだけ、何ていうか、センシティブというか、何か起こったときにそれを問題として認識する。もう問題はないんじゃないかという答えを調査すると必ず出てくるのだけど、実はそういうところに限って、問題が潜在化しているという。地域福祉とはそういうことで、見えるものしか見ないのが今までの医療福祉だったという。見えないものに、非常に重要な問題が伏在しているというのは、もう昔から言われたことですね。そういうことを含めて、地域福祉計画がそういう地域の課題にどう役に立つかということ念頭に置きながら、議論を再整理したいと思います。

それで最後に、今日の議論としてはこれで終わりでございますが、もう既に踏み込んだお話をいただいておりますが、素案の全体とポイントを絞って議論をしたわけですが、それぞれの専門分野やお立場に関係の深いところで、素案をちょっと見直していただいて。もちろんそこら辺は、それだけではないわけで、あれ、これはどうしたらいいだろうなんという、置きがちなことあればと思いますので、記載内容について、追加や修正や組替や、いろいろなご意見があるのではないかと思いますので、これは少し委員の皆様をお願いをさせていただきたいと思います。具体的な方法については、事務局からご連絡を申し上げますので、ひとつよろしく願いをいたします。

次回に向けて、もう一回、もう一作業必要だということだけははっきりしておりますので、事務局からよろしく。

また、委員の皆様にも、個別にご指導いただくということもあるのではないかと思います。そんなことも含めて、事務局からどうぞ。お任せいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 それでは、最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

次回の策定委員会につきましては、10月15日金曜日、13時から15時、こちらも

次回オンラインでの開催を予定しております。

また、委員の皆様から、いただく意見でございますが、その10月15日に反映して、かつ、なるべく皆様に事前にお送りをしたいと思っております。記載内容についてのご意見につきましては、大変恐縮ですが、9月27日月曜日までに事務局まで、電話でもメールでもご連絡をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変ご熱心に、しかも大事な論点を委員の皆様からお示しいただいたと思います。それだけに、大きな宿題を事務局がいただいたということでもあるわけですが、ぜひ、この意見を踏まえながら、次回また検討を進めさせていただければと思います。

本当に今日は、長時間にわたってありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

(午後 12時02分 閉会)